

山口県電子入札実施要領

平成17年9月16日制定
令和4年11月28日最終改正

1 趣旨

この要領は、山口県が電子入札システムを使用して、工事及び業務委託を発注する場合の事務取扱について、法令及び他の要綱・要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 用語の定義

この要領において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 電子入札システム

調達案件の登録から落札者決定までの入札手続をコンピュータとネットワークを利用して処理するシステムをいう。

(2) 工事及び業務委託

次に掲げる工事及び業務委託をいう。

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事

イ 測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量

ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの行う業務

エ 地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査

オ 公共事業の用に供する土地等の取得又は使用に伴う損失補償のために必要な物件、権利調査、事業関連調査、登記手続等に関する業務

カ 森林法（昭和26年法律第249号）第41条第3項に規定する保安施設事業のうち地ごしらえ、植栽、除伐、間伐及び保育に関する工事並びにこれらに類する工事

(3) 電子入札

電子入札システムにより行う入札手続きをいう。

(4) 紙入札

書面により行う入札をいう。

(5) 電子くじ

落札者を決定するため、電子入札システムにより行うくじ引きをいう。

(6) 入札参加資格確認資料

一般競争入札における入札参加資格の要件の確認に必要な書類をいう。

(7) 技術提案資料

総合評価競争入札における技術評価点を算出するために必要な書類をいう。

(8) 代表構成員

共同企業体の代表者をいう。

3 利用者登録

(1) 電子入札システム利用届の提出

電子入札システムを利用しようとする者は、電子入札システム利用届（第1号様式）を県へ提出しなければならない。

(2) 利用者登録番号及びパスワードの通知

県は、電子入札システム利用届を受理したときは、届出者に利用者登録番号及びパスワード（以下「登録番号等」という。）を書面で通知する。

(3) 利用者登録

電子入札システムを利用しようとする者は、取得したICカード及び通知された登録番号等を使用して、電子入札システムで利用者登録を行わなければならない。

4 ICカード

(1) ICカードの名義

電子入札システムを利用することができるICカードは、規則第146条第2項に基づき作成された名簿（以下「名簿」という。）に登録された代表者（受任者が登録されている場合には、当該受任者とする。以下「代表者等」という。）名義のICカードに限る。

なお、代表者等の変更があつたにもかかわらず、名簿の変更手続き及びICカードの名義変更を行わずにした入札は無効とする。

(2) 共同企業体のICカード

ア 経常建設工事共同企業体の場合

代表構成員の代表者等の名義で取得し、共同企業体用として電子入札システムに利用者登録したICカードを使用して電子入札を行うこととする。

イ 特定建設工事共同企業体及び公共測量等共同企業体の場合

代表構成員が単体企業用として電子入札システムに利用者登録しているICカードを使用して電子入札を行うこととする。

(3) 代理人への委任

紙入札参加承認を受けた場合を除き、代理人への入札権限の委任は認めない。

(4) ICカードの不正使用

入札参加者がICカードを不正に使用したことが判明した場合は、当該入札への参加を認めない。

なお、入札書提出後に不正使用が判明した場合は、当該入札書は無効とする。

また、不正又は不誠実な行為として、指名停止等の措置の対象となる場合がある。

5 システム障害等

(1) システム障害への対応

入札執行機関の長は、その利用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札ができないときは、入札の延期又は紙入札への移行等の適切な処置をとるものとする。

この場合においては、電話、ファクシミリ等の方法により、次の者に必要な事項を連絡するものとする。

ア 一般競争入札の場合

一般競争入札参加申請書を提出している者（入札参加資格非適合通知書が発行された者を除く。）

イ 指名競争入札の場合 入札執行機関の長が指名通知書を発行した者

(2) ウィルス対策

電子入札システムを利用する者は、コンピュータウィルスに感染しないようにウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入する等の必要な対策を講じるものとする。

なお、提出された電子ファイルがコンピュータウィルスに感染していることが判明した場合は、入札執行機関の長から電子ファイルの再提出について連絡するものとする。

(3) 電子ファイルの破損

電子入札システムを利用して提出された電子ファイルが、破損等によりその内容を確認することができない場合は、入札執行機関の長から電子ファイルの再提出について連絡するものとする。

6 調達案件登録

入札執行機関の長は、電子入札を実施する案件について、調達案件名称、入札方式、工種区分その他必要な事項を電子入札システムに登録するものとする。

7 一般競争入札への参加申請等

(1) 一般競争入札参加申請書の提出

ア 単体企業の場合

一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムの一般競争入札参加申請書画面の「添付資料」欄に、必要な入札参加資格確認資料及び技術提案資料（以下「確認資料等」という。）を添付して、入札執行機関の長へ提出しなければならない。ただし、添付する電子ファイルの容量が3MBを超える場合には、確認資料等持参届（第3号様式）を添付して送信した後、一般競争入札参加申請書受信確認通知と確認資料等を持参又は郵送により提出するものとする。

イ 特定建設工事共同企業体及び公共測量等共同企業体の場合

一般競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムの一般競争入札参加申請書画面の「JV参加」欄にチェックを入れ、共同企業体名称を入力するものとする。確認資料等の提出方法については、アと同様とする。

(2) 一般競争入札参加申請書受付票の発行

入札執行機関の長は、一般競争入札参加申請書を受け付けたときは、必要な確認資料等が添付されているかを確認した後、電子入札システムにより一般競争入札参加申請書受付票を発行するものとする。

(3) 入札参加資格適合・非適合通知書の発行（事前審査方式の場合）

入札執行機関の長は、入札に参加する者に必要な資格の適否を確認したときは、入札参加資格適合・非適合通知書を、電子入札システムにより発行するものとする。ただし、必要がある場合には、書面により発行するものとする。

(4) 競争入札参加登録通知書の発行（事後審査方式の場合）

入札執行機関の長は、入札参加申請期限が経過した後、入札書提出開始日の前日までに、電子入札システムにより競争入札参加登録通知書を発行するものとする。

8 指名競争入札参加者への通知等

(1) 指名通知書の発行

入札執行機関の長は、電子入札システムにより指名通知書を発行するものとする。

なお、電子入札システムにより指名競争入札を実施する場合は、原則として電子入札システム利用届を県に提出している者を指名するものとする。

(2) 受領確認

指名通知を受けた者は、電子入札システムにより受領確認書を提出するものとする。

入札執行機関の長は、受領確認がとれない者には、必要に応じて、書面による通知書を発行するものとする。

9 入札書の提出

(1) 提出方法

電子入札に参加する者は、電子入札システムを利用して入札書を提出するものとする。

ただし、入札執行機関の長から 12 に定める紙入札参加承認を得たときは、この限りではない。

(2) 提出期間

電子入札システムによる入札書の提出期間は、原則として連続する 3 日（山口県の休日に関する条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除く。）以上とする。

(3) 入札書の未到着

入札書提出締切日時までに入札書が提出されておらず、かつ、入札執行機関の長へ連絡がない場合は、入札を欠席したものとみなす。

(4) 入札書の撤回等

入札書を提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札の辞退

ア 辞退の自由

入札に参加することを希望しない場合は、入札書を提出するまでの間は、いかなる場合でも辞退することができる。

イ 辞退の方法

辞退は、原則として電子入札システム又は書面により辞退届を提出することにより届け出るものとする。

ウ 入札書提出後の辞退

入札書を提出後に、辞退届の提出があった場合は、入札書の撤回に該当するため、受理しない。

10 工事費内訳書の提出

電子入札に参加する者は、入札書の提出時に工事費内訳書の提出が必要な場合、電子入札システムの入札書画面の「添付資料」欄に、工事費内訳書を添付して送信しなければならない。

ただし、添付する電子ファイルの容量が3MBを超える場合には、工事費内訳書に代えて工事費内訳書持参届（第4号様式）を添付して送信し、工事費内訳書については持参又は郵送により提出するものとする。

11 添付書類の取扱い

(1) ファイル形式等 電子入札システムで提出する電子ファイルを作成するソフトウェアについては、次のとおりとする。

なお、ファイルの種類については、別に山口県ホームページに掲載する。
(http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18000/e-bids_ppi/e-bidsunyou.html)

ア Microsoft Word

イ Microsoft Excel

ウ PDF

(2) ファイルの圧縮方法

電子ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH形式又はZIP形式によるものとし、その他の形式による提出は認めない。

(3) 持参又は郵送の取扱い

ア 提出期限

添付書類を持参又は郵送する場合の提出期限は、7-(1)の規定による場合は、電子入札における提出期限と同一とし、10の規定による場合は、開札日時までとする。

なお、いずれの場合も、期限までに入札執行機関に必着とする。

イ 郵送の場合の提出方法

添付書類を郵送により提出する場合は、工事名、工事場所及び入札参加者の商号又は名称を記載して、「確認資料等（又は工事費内訳書）在中」と朱書きした封筒に入れ、簡易書留等の配達記録の残るものにより提出するものとする。

12 紙入札での参加

(1) 紙入札参加承認願の提出

入札参加者が、当初から又は電子入札システムによる手続開始後に紙入札で参加しようとする場合は、入札執行機関の長へ紙入札参加承認願（第2号様式）を提出して承認を得るものとする。

(2) 承認の基準

入札執行機関の長は、紙入札参加承認願が提出されたときは、承認を求める理由がの各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

ア 電子入札システム利用届を県に提出してから登録番号等が発行されるまでの間である場合

イ 商号又は代表者等の変更により、ＩＣカードの取得が間に合わない場合

ウ ＩＣカードの破損又は紛失等により、再発行手続き中である場合

エ ＷＴＯ対象案件において、入札参加者が紙入札を希望する場合

オ 通信障害（自己の管理下にある機器類の故障は除く）が発生した場合

カ その他やむを得ない事情があると認められる場合

※ イ及びウの場合は、社会通念上妥当な手続期間内に限るものとし、手続中であることが分かる資料の写し等の提出を求め確認することとする。

(3) 紙入札参加承認願の提出期限

ア 一般競争入札の場合

一般競争入札参加申請書の提出前に紙入札参加承認を得ようとする場合は、原則として一般競争入札参加申請書の提出期限の前日までに、紙入札参加承認願を提出するものとする。

一般競争入札参加申請書を提出した後、入札書を提出するまでの間に紙入札参加承認を得ようとする場合は、原則として電子入札による入札書の提出期限の前日までに、紙入札参加承認願を提出するものとする。

イ 指名競争入札の場合

原則として電子入札による入札書の提出期限の前日までに、紙入札参加承認願を提出するものとする。

(4) 未承認の者がした紙入札

紙入札参加承認を得ていない者が行った紙入札は、無効とする。

(5) 紙入札の場合の入札書の提出方法及び提出期限

紙入札参加承認を得た者は、電子入札による入札書受付期間中（必着）に、入札書及び工事費内訳書等の必要書類一式を、入札執行機関へ持参又は郵送するものとする。

なお、入札書及び工事費内訳書の提出に当たっては、それぞれ工事名、工事場所及び入札参加者の商号又は名称を記載して、「入札書（又は工事費内訳書）在中」と朱書きした封筒に入れ、密閉の上、提出しなければならない。

13 開札

(1) 立会い

開札を行うときは、入札参加者（立会いを希望する者に限る。）及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(2) 開札

入札執行日時に電子入札システムで開札し、工事費内訳書等の確認等の必要な事務処理を行った後、入札状況登録を行うものとする。

(3) 落札の保留

前項の場合において、入札参加資格の確認又は低入札価格調査を実施する等の理由により、落札を保留する必要がある場合、入札執行機関の長は、落札保留を宣言して入札状況登録処理を行い、入札参加者へ保留通知書を発送するものとする。

(4) 落札決定

開札後（前項の規定により落札決定を保留した場合は、競争入札審査会等で落札者が決定された後）速やかに、入札結果登録を行うものとする。

(5) 電子くじ

落札者となるべき同価格の入札をした者又は総合評価競争入札において落札となるべき最も高い評価値を得て入札した者が2名以上いる場合は、電子くじにより落札者を決定する。

なお、何らかの理由により電子くじを実施することができない場合は、別途入札執行機関の長が指定する場所及び日時において、書面によるくじを実施するものとする。

14 公開検証

公開検証機能については、全業者の公開を原則とし、入札の結果登録完了後、直ちに公開対象企業登録を行うものとする。ただし、指名通知を取り消された者及び再入札において無効入札とされた者の入札参加者情報等については、非公開とする。

附 則

この要領は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成23年11月1日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成24年5月1日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成26年5月1日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、令和3年5月6日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日以降に入札公告又は指名通知をするものから適用する。

第1号様式

電子入札システム利用届

年 月 日

山口県知事 様

(届出者)
所在地 〒

商号又は名称
代表者

山口県電子入札システムを利用したいので、下記のとおり届け出ます。
記

資格者名簿の種類 (該当する番号に○)	1 県内建設業者 2 県外建設業者 3 測量・コンサルタント等業者 4 森林整備工事業者
所持している(取得を予定している) I Cカードの名義人	届出者に同じ

(連絡担当者)

部署名	役職名	担当者名	電話番号

<届出に当たっての注意事項>

- 届出者及びI Cカードの名義人は「建設業者等の競争入札参加資格者名簿」又は「森林整備工事競争入札参加資格者名簿」(以下「名簿」という。)に登録された代表者(受任者が登録されている場合には当該受任者)としてください。
- 建設工事、測量・コンサルタント等業務、森林整備工事のそれぞれの名簿に登載されている場合、交付する利用者登録番号が異なりますので、この届出書もそれぞれ作成してください。
- 届出時にI Cカードを取得している必要はありません。
- 提出先
 - 建設工事又は測量・コンサルタント等業務
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県土木建築部監理課建設業班
 - 森林整備工事
〒753-8501 山口市滝町1-1 山口県農林水産部森林整備課治山林道班

第3号様式

確認資料等持参届

下記の資料については、持参（郵送）により提出します。

記

入札参加資格確認資料

- 一般競争入札参加申請書受信確認通知
- 誓約書（条件付第1号様式）
- 工事の施工実績調書（条件付第2号様式）
- 配置技術者の資格・工事経験調書（条件付第3-1号様式）、配置技術者に関する資格者証及び雇用関係等証明資料添付書（条件付第3-2号様式）
- 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項（条件付別記第3-1号様式）
- 建設工事等競争入札参加資格認定通知書（写）
- 総合評定値通知書（写）
- 建設業許可通知書（写）又は建設業許可証明書（写）
- 共同企業体競争入札参加資格審査申請書（県告示様式）
- 共同企業体協定書（写）
- 委任状
- 見積書
- その他必要な確認資料

技術提案資料

- 技術提案資料の提出について（第1号）
- 技術提案資料提出一覧表（第2-1～2-3号）
- その他必要な様式（第3号様式～第14号様式）※第10号様式は除く
- その他必要な確認資料

注1 本様式は、電子ファイルのデータ容量が3MBを超える場合又は入札公告等により上記資料を持参（郵送）により提出することとされている場合に提出すること。

2 提出する書類のチェック欄に、チェックを入れること。

3 県告示様式とは、建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格の審査に定める様式をいう。

4 「条件付」とは、条件付一般競争入札（事前審査方式）及び条件付一般競争入札（事後審査方式）をいう。

第4号様式

工事費内訳書持参届

添付ファイルの容量が3MBを超えたため、山口県電子入札実施要領10の規定により、工事費内訳書を持参（郵送）します。